

主任（監理）技術者等及び現場代理人の取扱いについて

平成26年1月29日伺定
令和2年11月2日伺定一部改正
令和2年12月7日伺定一部改正
令和8年9月17日伺定全部改正

1. 趣旨

現在、水俣市においては、現場立入等により施工体制の適正化を図っているが、各発注部署において同一の対応を行う必要があることから、主任（監理）技術者、特例監理技術者、監理技術者補佐（以下、「主任（監理）技術者等」という。）及び現場代理人に関する取扱いを統一し、以下のとおり定めることとする。

なお、本取扱い通知中、建設業法第26条第3項第1号については「専任特例1号」、同項第2号については「専任特例2号」、専任特例2号の場合の技術者を「特例監理技術者」という。

2. 主任技術者の取扱い

（1）主任技術者の設置について

建設業許可を受けている建設業者が工事を施工する場合、元請、下請、金額の大小にかかわらず、建設業法第26条第1項に規定する主任技術者を工事現場に設置しなければならない。

また、請負金額が税込4,500万円以上（建築一式工事では税込9,000万円以上）の工事を施工する場合、主任技術者は工事現場ごとに専任の者でなければならない。なお、この場合の専任とは、他の工事現場に係る職務を兼務せず、勤務中は常時継続的に当該工事現場に係る職務にのみ従事していることをいう。

（2）同一現場における主任技術者と現場代理人の兼任

主任技術者は、同一現場における現場代理人を兼ねることができる。

（3）主任技術者を設置及び専任すべき期間

主任技術者を設置すべき期間は、水俣市公共工事請負契約約款（以下「約款」という。）第10条に規定する「現場代理人・主任（監理）技術者通知書」（変更の場合は「変更通知書」）を受理した時から、約款第31条に規定する「工事目的物引渡し申出書」を受理したときまでとする。

なお、通知書等の受理に当たっては、受付印を押印し受理日を明確すること。

3. 監理技術者の取扱い

(1) 監理技術者の設置について

発注者から直接請け負った工事で、下請契約の金額の合計が税込 5, 0 0 0 万円（建築一式工事では 8, 0 0 0 万円）以上となる場合、主任技術者の代わりに建設業法第 2 6 条第 2 項に規定する「監理技術者」を現場に配置しなければならない。

また、請負金額が税込 4, 5 0 0 万円以上（建築一式工事では税込 9, 0 0 0 万円以上）の工事を施工する場合、監理技術者は、工事現場ごとに専任の者でなければならない。

なお、この場合の専任とは、他の工事現場に係る職務を兼務せず、勤務中は常時継続的に当該工事現場に係る職務にのみ従事していることをいう。

(2) 同一現場における監理技術者と現場代理人の兼任

監理技術者は、同一現場における現場代理人を兼ねることができる。

(3) 監理技術者を設置及び専任すべき期間

監理技術者を設置すべき期間は、約款第 1 0 条に規定する「現場代理人・主任（監理）技術者通知書」（変更の場合は「変更通知書」）を受理した時から、約款第 3 1 条に規定する「工事目的物引渡し申出書」を受理したときまでとする。

なお、通知書等の受理に当たっては、受付印を押印し受理日を明確にすること。

4. 専任の主任技術者の取扱い

(1) 主任技術者を専任すべき期間

主任技術者を現場に専任すべき期間は、約款第 1 0 条に係る『現場代理人・主任（監理）技術者通知書』（変更の場合は変更通知書）を受理した時から、約款第 3 1 条に係る『工事完成通知書（しゅん工届）』を受理した時までとする。

なお、次に掲げる期間については、工事現場への専任は要しない。ただし、いずれの場合も、発注者と建設業者の間で、次に掲げる期間が設計図書もしくは打合せ記録等の書面（約款第 9 条第 4 項）により明確になっていることが必要である。

① 技術者通知書の受理後、現場施工に着手するまでの期間

（例）現場事務所の設置、資機材の搬入または仮設工事等が開始されるまでの間

② 工事を全面的に一時中止している期間

（例）工事用地等の確保が未了、自然災害の発生又は埋蔵文化財調査等

③ 工場製作のみが行われている期間

（橋梁、ポンプ、ゲート、エレベーター等の工場製作を含む工事の場合）

④ 工事完成通知書の受理後、検査、事務手続き等のみが残っている期間

(2) 専任主任技術者の他の現場との兼任

現場に専任された主任技術者については、原則として他の現場の主任（監理）技術者又は現場代理人との兼任を認めない。

ただし、次の要件に該当し、現場の施工管理上差し支えない場合は、兼任を認めるものとし、その場合においては、『現場代理人・主任（監理）技術者通知書』（変更の場合は変更通知書）の裏面に、兼任する工事名等を記入（別紙参照）させるものとする。

ア 専任特例 1 号による場合

次の全てに該当し、現場の施工管理上差し支えない場合は兼任を認めるものとし、その場合においては、『現場代理人・主任（監理）技術者通知書』（変更の場合は変更通知書）の裏面に、兼任する工事名等を記入（別紙参照）させるものとする。

なお、「専任特例 1 号を適用した工事現場」と「専任特例 2 号を適用した工事現場」を兼務することはできない。

- ① 各建設工事の請負代金の額が、1 億円未満（建築一式の場合は 2 億円未満）であること。なお、工事途中において、請負代金の額が 1 億円（建築一式の場合は 2 億円）以上となった場合には、それ以降は専任特例を活用できず、当該主任（監理）技術者を専任で配置しなければならない。
- ② 建設工事の工事現場間の距離が、同一の主任（監理）技術者がその 1 日の勤務時間内に巡回可能なものであり、かつ工事現場において災害、事故その他の事象が発生した場合において、当該工事現場と他の工事現場との間の移動時間（片道）がおおむね 2 時間以内であること。なお、左記の判断は、当該工事に関し通常の移動手段（自動車など）の利用を前提に、確実に実施できる手段により行うものとする。
- ③ 当該建設業者が注文者となった下請契約から数えて、下請次数が 3 を超えていないこと。なお、工事途中において、下請次数が 3 を超えた場合には、それ以降は専任特例は活用できず、当該主任（監理）技術者を工事毎に専任で配置しなければならない。
- ④ 当該建設工事に置かれる主任（監理）技術者との連絡その他必要な措置を講ずるための者（以下「連絡員」という。）を当該建設工事に置いていること。なお、当該建設工事が土木一式工事又は建築一式工事の場合の連絡員は、当該建設工事と同業種の建設工事に関し 1 年以上の実務の経験を有する者を当該建設工事に置くこと。
また、連絡員は各工事に置く必要があるが、同一の連絡員が複数の建設工事の連絡員を兼務可能であり、1 つの建設工事に複数の連絡員を配置することも可能である。
連絡員に当該建設工事への専任や常駐は求めず、直接的・恒常的雇用関係も問わないこととする。ただし、連絡員は当該請負会社が配置するものであり、施工管理の最終的な責任は当該請負会社が負うことに留意すること。
- ⑤ 当該工事現場の施工体制を主任（監理）技術者が情報通信技術を利用する方法により確認するための措置を講じていること。なお、情報通信技術については、現場作業員の入退場が遠隔から確認できるものとする。

- ⑥ 当該建設工事を請け負った建設業者が、次に掲げる事項を記載した人員の配置の計画書を作成し、工事現場毎に備え置くこと。当該計画書の作成等は電磁的方法によることが可能であるが、当該計画書は建設業法施行令第28条の帳簿の保存期間と同じ期間、当該建設工事の帳簿を保存している営業所で保存しなければならない。なお、作成した計画書の提出は不要だが、発注者が提出を求めた場合は速やかに提出すること。

イ 当該建設業者の名称及び所在地

ロ 主任技術者又は監理技術者の指名

ハ 主任技術者又は監理技術者の1日あたりの労働時間のうち労働基準法第32条第1項の労働時間を超えるものの見込み及び労働時間の実績

二 各建設工事に係る次の事項

(イ) 当該建設工事の名称及び工事現場の所在地

(ロ) 当該建設工事の内容（建設業法別表1上段の建設工事の種類）

(ハ) 当該建設工事の請負代金の額

(ニ) 工事現場間の移動時間

(ホ) 下請次数

(ヘ) 連絡員の氏名、所属会社及び実務の経験（実務経験は土木一式工事又は建築一式工事の場合に記載）

(ト) 施工体制を把握するための情報通信技術

(チ) 現場状況を把握するための情報通信機器

- ⑦ 主任（監理）技術者が、当該工事現場以外の場所から当該工事現場の状況の確認をするために必要な映像及び音声の送受信が可能な情報通信機器が設置され、かつ当該機器を用いた通信を利用することが可能な環境が確保されていること。なお、情報通信機器については、遠隔の現場との必要な情報のやりとりを確実に実施できるものであればよい（一般的なスマートフォンやタブレット端末等）。また、通信環境については、例えば、山間部等における工事現場において、遠隔からの確実な情報のやりとりができない場合はこの要件に該当しない。

- ⑧ 兼務する建設工事の数は、2を超えないこと。なお、「専任特例1号を適用した工事現場」と「専任を要しない工事現場」を同一の主任（監理）技術者が兼務することは可能だが、専任を要しない工事現場についても、①～⑦の要件を満たし、かつ全ての工事現場の数が2を超えてはならない。

イ 密接な関係にある2つ以上の工事を、同一の場所又は近接した場所において施工する場合。

この場合、当該工事が上記の要件を満たす工事であるかについては、以下の判断基準により判断すること。

（専任の主任技術者の兼任にかかる判断基準）

工事の対象となる工作物に一体性若しくは連続性が認められる工事又は施工にあたり相互に調整を要する工事、かつ、工事現場の相互の間隔が10キロメートル程度の近接した場所において施工する場合。なお、施工にあたり相互に調整を要する工事について、資材の調達を一括で行う場合や工事の相当の部分を同一の下請業

者で施工する場合等も含まれる。この場合、1人の専任主任技術者が管理することができる工事の数は、原則2現場までとする。

（３）主任技術者が現場から離れる場合の取扱い

現場に専任された主任技術者については、発注者との打ち合わせ等、当該工事に専念している状態であれば現場から離れていても専任状態にあるとみなす。なお、この場合においても連絡体制を整備し、常に連絡を取ることが可能であること。

5. 専任の監理技術者の取扱い

（１）監理技術者を専任すべき期間

監理技術者を現場に専任すべき期間は、約款第10条に係る『現場代理人・主任（監理）技術者通知書』（変更の場合は変更通知書）を受理した時から、約款第31条に係る『工事完成通知書（しゅん工届）』を受理した時までとする。

なお、次に掲げる期間については、工事現場への専任は要しない。ただし、いずれの場合も、発注者と建設業者の間で、次に掲げる期間が設計図書もしくは打合せ記録等の書面（約款第9条第4項）により明確になっていることが必要である。

- ① 技術者通知書の受理後、現場施工に着手するまでの期間
（例）現場事務所の設置、資機材の搬入または仮設工事等が開始されるまでの間
- ② 工事を全面的に一時中止している期間
（例）工事用地等の確保が未了、自然災害の発生又は埋蔵文化財調査等
- ③ 工場製作のみが行われている期間
（橋梁、ポンプ、ゲート、エレベーター等の工場製作を含む工事の場合）
- ④ 工事完成通知書の受理後、検査、事務手続き等のみが残っている期間

（２）専任の監理技術者の他の現場との兼任

現場に専任された監理技術者については、原則として他の現場の主任（監理）技術者又は現場代理人との兼任を認めない。

ただし、次の要件に該当し、現場の施工管理上差し支えない場合は、兼任を認めるものとし、その場合においては、『現場代理人・主任（監理）技術者通知書』（変更の場合は変更通知書）の裏面に、兼任する工事名等を記入（別紙参照）させるものとする。

ア 専任特例1号の場合

専任主任技術者における専任特例1号と同様の要件とする。

イ 専任特例2号による場合

監理技術者を置くことが必要となる建設工事において、監理技術者補佐を工事現場ごとに専任で置くことにより監理技術者を特例監理技術者とし、複数の現場で兼任させることができる。

監理技術者補佐となるためには、主任技術者の資格を有する者（建設業法第7条第2号イ、ロ又はハに該当する者）のうち一級の技術検定の第一次検定に合格した者（一級施工管理技士補）又は一級施工管理技士等の国家資格者、学歴や実務経験により監理技術者の資格を有する者であることが必要である。なお、監理技術者補

佐として認められる業種は、主任技術者の資格を有する業種に限られ、当該現場に設置する監理技術者補佐は専任の者でなければならない。

また、特例監理技術者を配置するためには、兼務する工事が以下の①～⑫の全ての要件を満たさなければならない。

- ① 監理技術者補佐は他の現場の監理技術者補佐との兼任は認めず、専任で配置すること。
- ② 監理技術者補佐は、一級施工管理技士補又は一級施工管理技士等の国家資格者、学歴や実務経験により監理技術者の資格を有する者であること。なお、監理技術者補佐の建設業法第27条の規定に基づく技術検定種目は、特例監理技術者に求める技術検定種目と同じであること。
- ③ 監理技術者補佐は入札参加者と直接的かつ恒常的な雇用関係にあること。
- ④ 同一の特例監理技術者が兼任できる工事の数は、当該工事を含め同時に2件までとすること。ただし、同一あるいは別々の発注者が、同一の建設業者と締結する契約工期の重複する複数の請負契約に係る工事であって、かつ、それぞれの工事の対象となる工作物等に一体性が認められるものについては、これら複数の工事を一の工事とみなす。
- ⑤ 特例監理技術者が兼務できる工事は、工事箇所の相互の間隔が10km程度の近接した工事であること（県内工事に限る）。
- ⑥ 単体企業で受注している工事であること。
- ⑦ 低入札価格調査基準価格未満で入札したことによる低入札価格調査対象工事でないこと。
- ⑧ 特例監理技術者は、施工における主要な会議への参加、現場の巡回及び主要な工程の立会等の職務を適正に遂行できること。
- ⑨ 特例監理技術者と監理技術者補佐との間で常に連絡が取れる体制であること。
- ⑩ 監理技術者補佐が担う業務等について、あらかじめ明らかにすること。
- ⑪ 水俣市発注工事と国、県及び県内市町村が発注する工事を兼務する場合、発注者が兼務について承認していること。
- ⑫ 特例監理技術者の配置が認められると判断された工事であること（高度な技術を要する等、工事の品質確保の観点から監理技術者の専任が必要と判断される工事については兼務を認めない場合がある）。

なお、特例監理技術者を配置する場合、これらの要件を満たしていることを確認するため別記様式を提出しなければならない。

兼任する場合においては、『現場代理人・主任（監理）技術者通知書』（変更の場合は変更通知書）の裏面に、兼任する工事名等を記入（別紙参照）させるものとする。

（３）同一現場における特例監理技術者及び監理技術者補佐と現場代理人の兼任

特例監理技術者は同一現場における現場代理人を兼ねることができないが、監理技術者補佐は同一現場における現場代理人を兼ねることができる。

（４）専任の監理技術者及び監理技術者補佐が現場から離れる場合の取扱い

現場に専任された監理技術者及び監理技術者補佐については、発注者との打ち合わせ等、当該工事に専念している状態であれば現場から離れていても専任状態にあるとみなす。なお、この場合においても連絡体制を整備し、常に連絡を取ることが可能であること。

６．主任（監理）技術者等の工期途中の交代の取扱い

工事現場に設置した主任（監理）技術者等の工期途中の交代は、監理技術者制度運用マニュアルの二二（４）の規定に該当する場合に限り、認めるものとする。

この場合、発注者は受注者に対し、理由書（様式自由）及びその理由を証明できる書類（診断書、離職証明書等）の提出を求めるものとする。

なお、監理技術者から特例監理技術者への変更、あるいは特例監理技術者から監理技術者への変更は工期途中での途中交代には該当しない。

７．現場代理人の取扱い

（１）現場代理人の設置について

水俣市発注工事の請負者は、約款第１０条に規定する現場代理人を工事現場に設置しなければならない。

また、現場代理人は、工事現場に常駐しなければならない。なお、この場合の常駐とは、工事現場稼働中は常に現場もしくは現場事務所に滞在することを指す。

（約款第１０条に規定する現場代理人となる資格のある者）

・現場代理人には特段の資格要件はない

（２）同一現場における現場代理人と主任（監理）技術者等の兼任

現場代理人は、同一現場における主任（監理）技術者を兼ねることができるが、同一現場における特例監理技術者を兼ねることができない。また、同一現場における監理技術者補佐を兼ねることができる。

（３）現場代理人を設置・常駐すべき期間

現場代理人を現場に設置すべき期間は、約款第１０条に係る『現場代理人・主任（監理）技術者通知書』（変更の場合は変更通知書）を受理した時から、約款第３１条に係る『工事目的物引渡し申出書』を受理した時までとし、現場代理人が現場に常駐すべき期間は、約款第１０条に係る『現場代理人・主任（監理）技術者通知書』（変更の場合は変更通知書）を受理した時から、約款第３１条に係る『工事完成通知書（しゅん工届）』を受理した時までとする。

なお、通知書の受理に当たっては、受付印を押印し受理日を明確にすること。

また、次に掲げる期間については、工事現場への常駐は要しない。ただし、いずれの場合も、発注者と建設業者の間で、次に掲げる期間が設計図書もしくは打合せ記録等の書面（約款第９条第４項）により明確になっていることが必要である。

- ① 技術者通知書の受理後、現場施工に着手するまでの期間
（例）現場事務所の設置、資機材の搬入または仮設工事等が開始されるまでの間
- ② 工事を全面的に一時中止している期間
（例）工事用地等の確保が未了、自然災害の発生又は埋蔵文化財調査等
- ③ 工場製作のみが行われている期間
（橋梁、ポンプ、ゲート、エレベーター等の工場製作を含む工事の場合）
- ④ 工事完成通知書の受理後、検査、事務手続き等のみが残っている期間

（４）現場代理人の他の現場との兼任

現場代理人については、原則として他の現場の主任（監理）技術者等又は現場代理人との兼任を認めない。ただし、次の要件に該当し、現場の施工管理上差し支えない場合は、兼任を認めるものとし、その場合においては、『現場代理人・主任（監理）技術者通知書』（変更の場合は変更通知書）の裏面に、兼任する工事名等を記入（別紙参照）させるものとする。

ア 密接な関係にある２つ以上の工事を、同一の場所又は近接した場所において施工する場合で、以下の要件に該当するもの。

（要件）

工事の対象となる工作物に一体性若しくは連続性が認められる工事又は施工にあたり相互に調整を要する工事、かつ、工事現場の相互の間隔が１０キロメートル程度の近接した場所において施工する原則２件程度の工事。なお、施工にあたり相互に調整を要する工事について、資材の調達を一括で行う場合や工事の相当の部分を同一の下請業者で施工する場合等も含まれる。

イ 専任の主任技術者の配置を要しない小規模な工事（１件あたりの請負金額が税込４，５００万円（建築一式工事の場合、９，０００万円）未満）のみを施工する場合で、以下に掲げる条件を満たすもの。

- ・３件までの水俣市、国、県及び県内市町村の発注工事

ただし、国、県及び県内市町村が発注工事において、水俣市発注工事と現場代理人の兼任を認める場合に限る。

※ 設計変更により、兼任する工事の１件あたりの請負金額が税込４，５００万円（建築一式工事の場合、９，０００万円）以上となった場合は、『現場代理人・主任（監理）技術者変更通知書』により、現場代理人の変更手続きを行わせること。

（５）現場代理人が現場から離れる場合の取扱い

現場代理人については、発注者との打ち合わせ等、当該工事に専念している状態であれば現場から離れていても常駐状態にあるとみなす。なお、この場合においても連絡体制を整備し、常に連絡を取ることが可能であること。